

西多摩医師会報

1984年5月1日

139号

発行所・社団法人 西多摩医師会

東京都青梅市西分3-103

編集委員・村山 正昭

TEL.(0428)23-2171(代)

荒巻 武彦 石井 好明

栗原 琢磨

小林 杏一 堀田 洋夫

渡辺 良友

＝日医新執行部に期待する＝ 大胆な戦略・戦術を

昭和59年4月1日、第68回日本医師会定例代議員会において羽田春兎前東京都医会会長が、あらたに第12代日本医師会会長として選出された。

老人保健法による老人医療の有料化、薬価規準切り下げの慣習化による保険医療点数の大巾減に続く健保本人自己負担導入による受診抑制等、政府自民党の医療破壊工作が暴威をふるう中での劇的な会長交代である。

医療環境に急激な変貌を余儀なくされている……政府は医療法改「正」案を国会に提出し、抜本的対策を考えず、ただ単に医療費抑圧だけを強行しようとしている……会長就任にあたり勤務医の積極的参加を含む広い分野の人材を結集し……衆知を集め、国民医療を守るため国民と共に地域医療を推進すべく……財政計画のために医療費圧縮を凶る臨調路線や官僚統制強化をねらう医療法改「正」案に対し「実際の行動」で反対して行く（会長就任挨拶要旨より）翌2日には定例代議員会の決議として被保険者本人の給付率の引き下げによる過重な負担を国民に強制する企図を持った、財政優先、生命軽視の健保法改悪を阻止するために全力を尽す……ことになった。

花岡堅而前会長を含む4名の立候補者がそれぞれの主張をかけた、しのぎを削る激戦の末、羽田春兎氏の指導の下に今後、政府の医療制度改悪政策との戦いが開始された。

医療環境が、我々医師層が考えるのとは逆の方向に向いつつあるという現状認識は四者ともほぼ同じだった様である。そして現状打開の方針が抽象的である点においても四者にあまり差はなかったにも拘らず現役が破られたということは、それだけ日医会員の危機意識が強く、政府厚生省を「対話と協調」の対象とするには現実があまりにも厳しすぎるという大多数の会員の率直な意識のあらわれであり、事と次第によっては「対決」が要請されていると考えなければならないだろう。

与党内のひとにぎりの医系議員に働きかけることで健保法改悪の動きが封殺できる程現状は甘くない筈である。政党政治の舞台の上では医系議員として、「党員」であり、医師である前に党是党則に拘束されている。中曽根内閣は自党内閣であり、自民党は国家財政の矛盾と破綻を「医療」を犠牲にすることによってつくろうことを当面の政策としている政治集団なのである。その枠の中から一步も出ない「医系議員」なるものに期待をかけるのは幻想であり危険ではないだろうか。

羽田日医新会長に今後望まれるのは安易な自民党ベッタリズムから脱却し、与野党という既成の政党のせまい枠組を超えた地点から医療に対する国民の期待に応えるための大胆な政治的戦略の構築と緻密な戦術の駆使により、医療制度改悪という政府の意図を打ち砕くことであろう。（堀田）

西 多 摩 医 師 会

◎ 印 担 当 部 長 ○ 印 委 員 長

副 会 長 (会 長 代 行)	部 名	担 当 理 事		委 員 会 名	
	総 務 部	◎大塚 涉・植田 稔・中村 武・堀田洋夫		医療紛争処理委員会	
				救急休日診療委員会	
				地域医療委員会	
	広 報 部	◎堀田洋夫・石井好明・栗原琢磨		会 報 編 集 委 員 会	
	学 術 部	◎塩沢永康・足立卓三・石井好明・松原貞一		学 術 部 委 員 会	
	保 險 部	◎木野村幸彦・足立卓三・大塚 涉・高木 直・東 吉男		社保指導整備委員会	
				国保指導整備委員会	
	福 祉 部	◎植田 稔・佐々木章・中村 武・林 実		福 祉 部 委 員 会	
	公衆衛生部	◎松原貞一・佐々木章・林 実・森 和胤		公衆衛生部委員会	
学 校 医 部	◎東 吉男・川辺隆道・栗原琢磨・佐々木章		学 校 医 部 委 員 会		
産 業 医 部	◎高木 直・塩沢永康・森 和胤				
経 理 部	◎中村 武・大塚 涉・川辺隆道・木野村幸彦				
西 村 邦 康	西多摩地区医療保健衛生協議会(医療協)		○西村邦康・今川 武・植田 稔・江本虎雄・		
	医 道 審 議 会 委 員		○近藤 肇・清水章三郎・池田 聖・大堤栄		
会 長 瀬 戸 岡 進	地 区 会	地 区 会	会 長	副 会 長	
		西 部	江 本 虎 雄	川 辺 隆 道	
		東 部	松 原 貞 一	中 村 武	
		南 部	植 田 稔	栗 原 琢 磨	

各 部 分 掌 表

委 員 氏 名
江本虎雄・足立卓三・大嶽栄二・大塚 渉・鈴木 穆・鈴木 修・西村邦康・堀内 素・松原貞一
○中村 武・石井好明・大嶽栄二・楠本春彦・清水章三郎・菅井義久・高木 直
○植田 稔・栗原琢磨・佐々木章・清水章三郎・林 実・堀田洋夫・村山正昭・山口岱三
○村山正昭・荒巻武彦・石井好明・栗原琢磨・小林杏一・堀田洋夫・渡辺良友
○塩沢永康・足立卓三・石井好明・市原 靖・大久保憲二・木村 隆・小林康光・鈴木 修 堤 次雄・野本正嗣・平尾尚徳・松原貞一・村山正昭・湯川文朗
○木野村幸彦・秋山静夫・足立卓三・市原 靖・稲垣壮太郎・今川 武・大嶽栄二・加藤 出 窪田 勇・栗原琢磨・斎藤信幸・速水完一・東 吉男・平林信隆・福田 佐・道又正達・山田 登・湯川文朗
○大塚 渉・井村進一・植田 稔・唐橋善雄・木村 隆・小林康光・三枝 進・島田芳明・鈴木 穆・鈴木 修 鈴木 丹・高木 直・中林敬一・葉山 俣・堀内 素・山口岱三・吉武泰俊・米谷豊光
○植田 稔・唐橋善雄・佐々木章・清水章三郎・中村 武・野本正嗣・林 実・村山正昭・山口岱三 湯川文朗
○松原貞一・佐々木章・野本正嗣・林 実・森 和胤・湯川文朗
○東 吉男・川辺隆道・木野村幸彦・栗原琢磨・小林康光・佐々木章・堤 次雄・土田守一 葉山 俣・湯川文朗
大塚 渉・川崎健一郎・川辺隆道・小林康光・中村 武・東 吉男・堀田洋夫・松原貞一
二・堤 次雄・葉山 俣・速水完一・平林信隆・丸茂三千穂

ブロックだより

4月26日(木)午後7時30分より西多摩医師会館において青梅医師会の総会が開かれました。58年度事業報告(唐橋先生)、58年度決算報告及び59年度予算案(吉野先生)等について審議し、承認されました。役員改選の結果、西部ブロック長

江本先生、副ブロック長に川辺先生、青梅医師会会長は江本先生、副会長に土田先生が選ばれました。幹事は 唐橋先生、笹本先生、吉野先生、加藤先生、山口(岱)先生、坂本(保巳)先生、小林(杏)先生、大堀先生ときました。その他に西多摩医師会の役員(足立、石井、大河原、川辺、佐々木、高木、堀田)も幹事ときました。

各部より

産業医部 高木 直

労働安全衛生法における産業医の職務
(産業区研修テキストより)

◎(1) 産業医とは

労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な作業環境の形成を促進することを目的として、昭和47年に労働安全衛生法が施行されたが、労働者の的確な健康管理を行うために医師の活動が重要な意味をもつところから、同法では一定規模以上の事業場について産業医の選任を義務づけている。

産業医は、別項に記載する職務を行うほか、事業者や総括安全衛生管理者(注1.)に対して勧告し、衛生管理者(注2.)を指揮監督する権限が与えられている。

(注1.)総括安全衛生管理者とは

事業場にて事業の実施を統括管理する者でその業務及び選任すべき事業場は次の如くである。

[業務]

- (1) 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関する事
- (2) 労働者の安全又は衛生のための教育の実施に関する事
- (3) 健康診断の実施その他健康管理に関する事
- (4) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関する事
- (5) その他

[選任すべき事業場]

- (1) 林業、鉱業、建設業、運送業及び清掃業、100人(労働者)
- (2) 製造業(物の加工業を含む)、通信業、電気業、ガス業及び水道業、熱供給業、自動車整備業及び機械修理業 200人
- (3) その他の業種 1000人

(注2.)衛生管理者とは

国家試験を経て資格を得る者以外に医師、歯科医師を含む。業務内容は、総括安全衛生管理者と同様にして、選任すべき事業場は次の如くである。

事業場の規模	衛生管理者数
50人以上200人以下	1人
200人をこえ 500人以下	2人
500人をこえ1,000人以下	3人
1,000人をこえ2,000人以下	4人
2,000人をこえ3,000人以下	5人
3,000人をこえる	6人

◎(2) 産業医の選任

業種を問わず、常時50人以上の労働者を使用する事業場では、医師のうちから、産業医を選任しなければならない。

多くは、委託契約によって選任されているが、常時1000人以上或いは特定の有害業務(注3.)に500人以上の労働者を従事させている事業場にあつては、その事業場に専属の産業医でなければならないし、常時3,000人をこえる労働者を使用する事業場では、2人以上の専属産業医を選任する必要がある。

(注3.)特定の有害業務とは、

以下の業務である。

- (1) 多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所での業務
- (2) 多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所での業務
- (3) ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務
- (4) 土石、獣毛のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務
- (5) 異常気圧下における業務
- (6) さく岩機、鋸打機等の使用により身体に著しい振動を与える業務
- (7) 重量物の取扱い等重激な業務
- (8) ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務
- (9) 抗内における業務
- (10) 深夜業を含む業務
- (11) 水銀、砒素、黄リン、弗化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、青酸、か性アルカリ、石炭酸、

その他これらに準ずる有害物を取り扱う業務

- (12) 鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗化水素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、ニリンその他これらに準ずる有害物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務
- (13) 病原体によって汚染が著しい業務
- (14) その他労働大臣の定める業務

◎(3) 産業医の資格

労働安全衛生法では(13条)、「医師のうちから産業医を選任し」といっているだけで、特別に一定の資格を求めているはない。従って、「医師」であれば誰れでも事業者との契約により産業医になることができる。

◎(4) 産業医のための研修、講習等

産業医になるための資格はないが、その職務を行うに当っては、産業医学についての専門的知識を求められているため、東京都医師会では毎年産業医のための研修を行っており、日本医師会でも毎年「産業医学講習会」(3日間)、を開講し、受講者に対して、「日本医師会産業医認定証」を交付している。

なお、産業医学講習会の受講者には労働衛生コンサルタント試験の筆記試験が免除される。

◎(5) 産業医の職務と権限

産業医の行う職務として労働安全衛生規則第14条第1項で次のように定められている。

- (1) 健康診断の実施その他労働者の健康管理に関する事
- (2) 衛生教育その他労働者の健康保持増進を図るための措置で医学に開する専門的知識を必要とするものに関する事
- (3) 労働者の健康障害の原因の調査及び再発防止のための医学的措置に関する事

また、産業医は少くとも毎月1回、作業場等(作業場、休憩所、食堂、炊事場、便所等)を巡視し、労働者の健康障害を防止するため、必要な措置を講ずることとされており(労働安全衛生規則第15条第1項)、

事業者に対しては、産業医がその職務を容易に行い得るような権限を与えることを求めている。

なお、当然のことであるが、事業者等に対し、勧告を行う権限も労働安全衛生規則第14条第2項で明らかにされている。

◎(6) 産業医の法的責任

労働安全衛生法では産業医の法的責任について直接言及していない。

わずかに第104条で健康診断の実施に従事した者が、その実施に関して知り得た労働者の心身の欠陥その他の秘密を洩らしてはならない旨を定めているにすぎない。いわゆる守秘義務と言われているもので同じ趣旨のものが刑法第134条にある。

また、刑法では、「医師による虚偽診断書等の作成」(第106条)など若干の規定がある。

なお、事業者が労働基準監督署長に提出する各種健康診断の結果報告に産業医が記名、押印することになっているが、「自ら当該事業場の労働者の健康診断を実施した場合を除き、医療行為としての健康診断及びその結果について責任を負う」ものでないとされている。

学 術 部 塩 沢 永 康

S 59. 4.13 (金) P. m. 8:00 ~ 9:50

於 羽村保健センター

出席者 12名 足立、石井、松原、小林、堤、村山、

市原、野本、木村、鈴木(暢)、平尾、塩澤

欠席者 2名 大久保、湯川(理事4名、東部3名、西部2名、南部3名、病院2名 計14名)

I 過去2年間の反省

演題 広い範囲のもの(どの科にも共通するもの)外科系のものでしっかりしていてよい。本を読んでわかるものでなく、実際にそくしたものの。日常の診療に役立つものの。

講師 名前だけでなく、実際に研究し仕事をしている人。

季節 寒い時はさけた方がよい。

1月、2月休む。8月下旬に行う。

会報 レジュメのあるものは必要ないが、新し

いもの、重要なものは会員の専門家の意見を聞いて、そのポイントを書く。

弁当 出さなくてよい。従来通り

出席をよくするためには、スポンサーにコマシールを入れて勧誘して貰う。出やすい雰囲気を作る(気分が多分に影響するから)。電話網も適当に使ってもよいのではないかと。

II 59年度の基本方針

総会で報告した通りの4項目

III 職務分担と副部長を置くこと、各ブロック別のチーフを決める。

職務分担・講演会 塩沢、研究会 足立、一般向、勉強会 松原、勉強会 石井、副部長 足立、チーフ 東部 堤、西部 市原、南部 鈴木、病院 平尾、部長 塩澤

IV 59年度の演題

1. 講演会

①高血圧、②臨床検査、③糖尿病、④腎疾患 特に感染症

2. 研究会(シリーズもの)老人の臨床

- (1) 老年者の循環器疾患
- (2) 老年者の消化器疾患
- (3) 老年者の呼吸器疾患
- (4) 老年者の精神疾患
- (5) 整形外科領域における老人病特に神経痛、腰痛

3. 勉強会 ①A会員 ②B会員

4. 一般向 他の部とも協力して施行して見よう(地域医療の立場より)

5. ビデオテープの活用

アンケートを取って見る。

V 講演会開催予告

5月15日(火) P.m. 7:30 臨床検査の最近の動向と問題点。(含むセットと保険点数)

西多摩医師会館講堂

埼玉医大 生化学教授 坂岸良克先生

公衆衛生部 松原貞一

1 「ヘルス事業の現状と評価」

東京都公衆衛生委員会は老健法による健診事業の実態把握をアンケート方式にて纏め、上記の答申をした、その内容は、「56年度は65才以上の検診事業が老人福祉法の検診から脱皮出来

ず、64才以下の検診は住民健診を振り替えた行政指導型が多いことが明らかとなった。胃がん検診においても、二次検診ですら医師会が全く関与することがなく、行政の手に委ねられている地区がある」とされ、今後の問題点として

「受診率の向上、検診の精度管理、医師会主導による主治医作りと、すぐやかな老齡社会誕生に向けて努力すべきである」としている。

2 保健所人事移動

青梅保健所長 大野信二先生が八王子保健所長に栄転され、後任に八王子保健所予防課長の吉田 作先生(昭和23年千葉大卒、府中病院外科、麻酔科勤務、昭和56年より八王子保健所勤務)が着任された。福生保健所は昭和56年長岡先生(現衛生局医務部医務課長)が小笠原島に行かれた後、空席のままになっていた予防課長に新井愛彦先生(昭和26年東北大卒、交通局病院、大久保病院産婦人科勤務後、昭和54年より小金井、東久留米保健所の予防課長を歴任)が着任された。

3 秋川保健相談所の開設

五日市保健所の秋川出張所的な機能を果たす「保健相談所」が、秋川市雨間早道場257-1番地に来年4月より開所されることになった。所長以下10名前後の予定。

4 Aソ連型インフルエンザの臨床症状(下痢嘔吐)

今年2月インフルエンザ流行時、高熱と下痢、嘔吐を伴う患者を診て、この疾患が果してインフルエンザなのか、感染性下痢症なのか迷うことがあった。林先生と共同でインフルエンザを思わせる高熱に下痢、嘔吐を合併した学童5例にうがい液及びペア血清によるウイルス検索を行った所、1例のうがい液よりAソ連型ウイルスが見つかったが、他は抗体からもインフルエンザ、アデノエコー、コクサッキー等検出出来なかった。都立駒込病院の南谷先生の意見でも、Aソ連型インフルエンザの中でも下痢、嘔吐をまず腸管ウイルス感染症のうちインフルエンザ、ウイルスによるものは高々1割程度であったと思われる。

5 在宅難病患者緊急一時入院事業

東京都は、都内に在住する難病患者で看護者の病気や事故などの理由により、介護が受けられなくなった者に対して、1ヶ月を原則として都立大久保病院など3病院に4床を緊急入院のために用意している。担当部署は

東京都衛生局医療福祉部特殊疾病対策課
電話(212)5111 内線28-474

広報部 堀田洋夫

4月27日(金)第1回会報編集委員会を開きました。新旧の委員により前期の反省や、今後の編集方針、技術的問題等について話し合いました。

会員の皆さんからの寄稿文はその内容が、会員の誹謗、中傷を含むものでない限り、全て掲載すること、医政に関わる主張、意見等について、場合によっては匿名記事(但し編集委にて確認した上で記事源秘匿)も考慮しなければならないのではないか、又、誌面の構成についての再考等、種類の意見交換を行ないました。

4月号までは前委員により発行、5月号から新委員により編集、発行して行くことになりました。

なお4月27日現在、新編集委員の顔ぶれは下記の通りです。(敬称略)

荒巻武彦、石井好明、栗原琢磨、小林杏一、堀田洋夫、村山正昭、渡辺良友。

なお、今後、各部の活動の活性化に伴ない、原稿量の増加も予測されますので、編集委員数も若干名増員することも考えています。

(堀田)

広報部より座談会のお知らせ

広報部では6月中旬頃座談会を予定しています。

「90年代、開業医の生きる道」(仮題)
日時、場所等については追ってお知らせ致します。是非、御出席下さい。

文 芸

天然の時は過ぎたりたそがれて去る	谷川を堰とむ池の上の樹枝に	如何にして森青蛙を研究したり	集ひは山椒魚や野鳥など	方丈は六枚屏風美事なる	山門も総門もみな桜花	かねてより森青蛙保存せむと	朗々と藪に流るる鶯の坂登り行く	「もりあを蛙の集ひ」小泉新策
------------------	---------------	----------------	-------------	-------------	------------	---------------	-----------------	----------------

診療報酬明細書返戻状況

3月分

	返 戻 理 由	医科(乙表)件数			
		青	福	秋	西
1	保険者番号、記号○番号、公費負担者番号、公費受給者番号の不備又は保険者番号と記号の不一致	34	23	11	27
2	旧証の記号○番号	20	7	7	14
3	患者名、生年又は生年月、転帰のもれ	7	2	0	2
4	傷病名のもれ	0	1	0	1
5	診療月分、診療開始日、診療実日数のもれ	5	0	0	3
6	診察料(初診、再診、往診、指導日又は時間外等の表示)のもれ	3	1	0	1
7	診療月と診療開始日及び初診料の不一致	1	3	0	3
8	診療実日数と診療回数又は処方回数の不一致	5	0	0	1
9	投薬○注射○(薬名、規格単位、用量、回数)の不備	7	0	1	3
10	処置○手術○検査○X線(薬名、回数、内訳)の不備	6	1	0	1
11	入院料の不備	1	3	2	0
12	点数欄記入もれ又は点数算出根拠不明	0	5	1	1
13	契約外(国保、国鉄、公費)	1	0	0	1
14	症状詳記(診療内容及び方針の説明等付せん参照)	2	1	0	0
15	申し出によるもの	0	1	1	2
16	その他	4	1	1	0
	計	96	49	24	60

※青：青梅市 福：福生市 秋：秋川市 西：西多摩郡


~~~~~ロ　ー　カ　ル　医　評~~~~~

◎呉越同舟という言葉がある。健保の本人負担の問題は反対という点では、日医と野党は同舟であるが、お互いに目指すものは異なる。だから共闘できない。同床異夢だ。受診抑制反対では同舟であり同床だ。だが、片や診療の自由裁量を守ろうとし、他は不正不当請求の摘発を目指している。これは異夢である。

◎良心的で善良な大多数の保険医が、一部の「悪徳医」のためにC I Aやゲープワーにつきまといわれるみたいなのはご免だ。これからは減点ピンピン、領収証発行の義務づけ、さらには減点分を患者負担として窓口で支払った減額査定分還付請求運動が起きるかも知れない。

◎58年5月分の社会保険1件当り本人外来点数(乙表)、東京931.7、京都大阪はそれぞれ1403.7・1469.4、最低は鳥取の849.8である。京都大阪の高いのは30年前からの保険医協会の運動と革新府政の庇護によるもので、みんなで渡れば恐くない式でそうなった。鳥取の少ないのは県の保険課が鬼にも蛇にもなるとキビシイ姿勢をつづけてきたのに対して医師会は余りにも無力だったからである。

◎みんなで渡らないとひどいことになる。大阪の川合病院の濃厚診療は有名だったが、強気の訴訟も敗れた。減点された診療行為が必要だったとい

う根拠を保険医が立証しなければいけないという判例ができた。同じく中野診療所、これは架空病名の不必要診療だと、大名行列みたいに出かけた厚生省の顧問医師団が結論づけた。保険医取消しは他へのみせしめか。

◎みんなで渡ろう……これで保険医協会は全国的に伸びた。将来、日医に対抗して圧力団体になり得るかとの注目もある。保守的な同業医のことだ、民主商工会みたいに共産党支持者がふえるとは思えない。自民党一辺倒の人が共産党寄りとされる会に入る。そこに開業医の複雑な心がある。また、この数年、医師会に不満を抱く人たちが入る傾向があるとのこと。共産党でもよいからでは医師会の発展につながるかな。「だけど魅力がありますよ」……ああそうですか。

◎魅力がないから医師会の会合には出ないという人が多い。当医師会は毎年5月下旬に決算承認の臨時総会が開かれるが、委任状を含めても総会成立の定数に達しそうになく、事務長が委任状を貰いに歩き廻ったこともある。会員の集まりが悪いとほやくより何か工夫があってもよいのではないか。ここで、ユニークな処方箋ができないかしら。屯服薬でもよいんだが。

(レーザー)

## 理事会報告

### 4月臨時理事会

昭和59年4月9日(月)7:30 P.M.~

西多摩医師会館

議事録署名人 佐々木理事  
塩 沢理事

司会 江本副会長

59年度第1回目の初顔合わせ役員会をただいまから行ないます。

I 会長挨拶(要旨) 瀬戸岡会長

本日はごろうさまでございます。先月24日の定時総会で我々、選出されましてこれから2年間執行部として西多摩医師会を運営する訳でございます。あたらしく理事になられた方々も

今後2年間、よろしく御協力の程をお願いします。定時総会でも申しあげましたが、我々をとりまく周囲の状況は一段と厳しゅうございます。

東京都医師会の羽田先生が、我々も応援して1年前に都医会長なりましたが、今度、日医の会長に当選されました。4月1日6時からお茶の水の銀座アスターで祝賀会が行なわれ、私も出席しました。その時、東京都医師会の運営があかるくなり、地区医師会の立場をいろんな面から配慮してくれた羽田会長ですから、日医の会長になられても都医が更によくなる様に引き続きお願いしますと申しあげて参りました。

朝日新聞等をみますと、羽田会長は総理大臣や厚生大臣と早速会談をはじめると、精力的に活動を開始されている様ですし、新聞の論調

も友好的になって来ている様に見えます。

皆様も御存じの通り、弱者負担を強いる健保法改「正」が当面する大きな課題となりつつあります。我々の意向がそのまま反映されるのはなかなかむずかしい様な状態でございますが羽田会長の活躍に期待するものでございます。

本日は新執行部の初顔合わせということで、監事および議長、副議長の先生方にもおいで願いました。

4月になりまして青梅総合病院、福生病院で院長が交代され、それぞれあいさつにおいでになりました。又、福生保健所でも予防課長がかわられました。

これから2年間、よろしく御協力をお願いしたいと思います。

II 新理事紹介

栗原琢磨理事(南部ブロック互選)

石井好明理事(病院理事)

森 和胤理事(東部ブロック互選)

瀬戸岡会長、江本副会長、内田議長、島田副議長、土田副議長、大塚理事、中村理事、塩沢理事、高木理事、木野村理事、堀田理事、植田理事、佐々木理事、松原理事、川辺理事、林理事、足立理事、米山監事、福島監事。

III 報告事項

(1) 職務分掌の発表 瀬戸岡会長 (別表本号2頁参照)

(2) 定時総会における菱山会員質問事項中、会費関連調査、中間報告について 中村理事

(3) 老健法協議会における健康情報調査について 大塚理事

(4) 小川病院指導調査立ち合いについて 江本副会長

IV 協議事項

(1) 臨時総会に伴う4月、5月の日程について 大塚理事

4月、5月日程(案)

4月9日(月) 理事協議会を切替え臨時理事会 (役員及び正副議長)

4月18日(水) 総務会兼臨時理事会 (各種委員選出他)

4月25日(水) 定例理事会

4月下旬 会計監査会

5月8日(火) 理事協議会を切替え臨時理事会

(昭和58年度決算報告承認 附監査の結果報告)

5月12日(土) 迄に総会資料発送

5月16日(水) 総務会兼臨時理事会(役員及び正副議長)(総会全般の検討)

5月19日(土) PM2:00 昭和59年度臨時総会

5月23日(水) 緊急の案件のない限り理事会を休会とする。

— 承認 —

(2) その他

各種委員会委員の任命について

— 以上 —

4月臨時理事会

昭和59年4月18日(水) 7:30 P.M. ~

西多摩医師会館

栗原理事 議事録署名人 森 理事

司会 大塚総務部長

I 会長挨拶 瀬戸岡会長

今日は久しぶりに全国的に気温があがりまして、春を通りこして初夏の様だとニュースで言っておりました。東京の桜も散り始めたということでございます。今日はお忙しいところ御苦勞様でございます。第2回目の理事会を開かせて頂きます。よろしくお願い致します。

II 報告事項

1 東京都老人保健事業調査委員会報告 (要旨) 西村副会長

3月30日(金)午後6時から東京都医師会において標記委員会が開催された。青梅、奥多摩、田無、立川の四市町におけるヘルス事業受診者に対するアンケート調査結果が報告された。64%の回収率であった。具体的なことについてはヘルス事業関係のところ述べる。

2 各部報告

総務部(大塚理事)

- 南部ブロック会で植田稔会長、栗原琢磨副会長が決まった。
- 理事会に議題を提出する時は第3水曜日まで、総務部宛。

広報部(堀田理事)

- 西多摩医師会報4月号は前任編集委員により発行の予定

なっていることでしょうか。

★羽田日医会長は都医会長時代から、戦後GHQの強制による別個法人組織という壁を乗り越えて各地区医師会会員の意見を集約する作業に精力的に取り組んで来ました。

地区医師会との懇談会のトップバッターに、私達の西多摩医師会が選ばれた事はまだ記憶にあたりらしいところです。

★「敵を利するだけ」の無意味な内部対立をアウフヘーベンし国民の医療を破壊しようと企図する「主要な敵」と対峙するため羽田新執行部のもとに固く団結しなければなりません。

★私達地区医師会も、目先の利益にとらわれることなく、低級な感情論を排し、地域住民の健康のために保険医療を「どの様に守り抜くか」を真げんに考えなければならないところに立っています。

★健保改悪を阻止すること、そのために地域住民と結合すること、被保険者本人の多くをかかえる企業や労働組合との意見交換、疎通をはかること、中央、地方を問わず、与党、野党を問わず、健保

法改悪阻止という一点で一致できる全ての政治家との接触等々、従来のカビのはえた様な政治的枠組を超越した全くあらたな対応が今ほど必要とされる時期はありません。

★西多摩医師会は役員選挙を経て新たな理事もむかえ、地域の医療推進のため更なる前進のための歩をふみだしました。広報部及び会報編集委員会も新進気鋭の先生達をむかえ、大いに建設的議論をたたかわせ、よりよい広報活動を行なって行くべく村山正昭編集長のもと今後2年間頑張りたいと考えています。(堀田)



## 関東医学検査研究所

本社研究所 埼玉県所沢市岩岡町281-58

TEL. (0429) 23-7272 (代表)

東京営業所 Tel(03)979-3261 西東京営業所 Tel(0425)65-0072

### 特殊検査のルーチン化を目指す

#### 主要検査項目

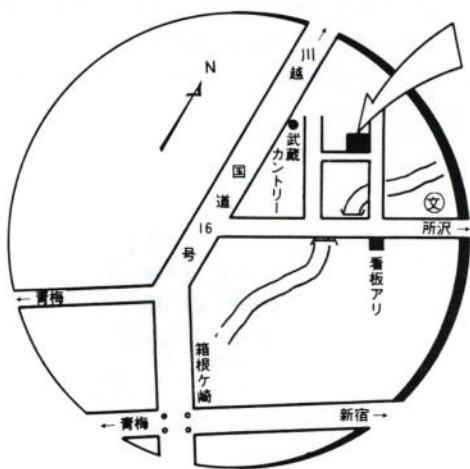
内分泌機能検査  
生化学検査  
薬物検査  
微量金属代謝検査  
免疫血清学検査  
ウイルス検査  
血液学的検査

#### 関東医学研究会グループ

関東医学検査研究所 埼玉県所沢市岩岡町281-58  
埼玉臨床検査研究所 埼玉県鴻巣市天神三丁目673  
群馬臨床検査センター 群馬県前橋市六供町1360-1  
東京臨床検査研究所 東京都板橋区徳丸4-14-18  
セントラル、ラボラトリー 東京都中央区日本橋兜町12-7

# 期待と信頼にこたえて15年!!

検査のことなら**武蔵臨床**へ 電話一本緊急検査に応じます  
学校、会社の集検にも御利用下さい



埼玉県登録衛生検査所

## 武蔵臨床検査所

所長 杉田 富徳

埼玉県入間市上藤沢339-1

TEL 0429 (64) 2621(代)

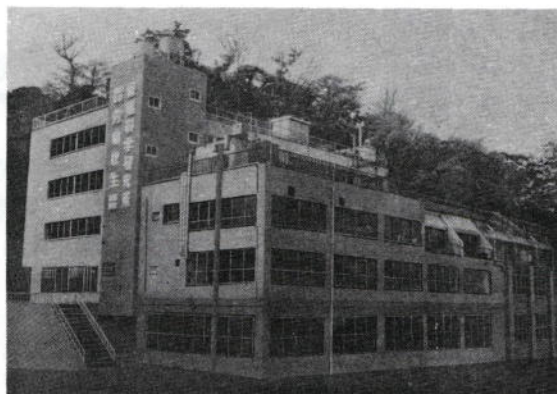
## 臨床検査センターの雄 保健科学研究所

横浜市保土ヶ谷区神戸町106

電話 045 (333) 1661 (大代表)

八王子市子安町3-17

電話 0426 (26) 2203・2204



- 総合臨床検査センターとして20余年間地域医療に貢献し、絶大な信頼を頂いています。
- 完全オンラインシステム化を実現致しました。(データー通信システム)
- 関係医療機関 約 3,500ヶ所
- 広範囲な検査内容
  - 内分泌学検査●免疫学検査●ウイルス検査●生化学検査●血清学検査●血液学検査
  - 病理組織検査●細胞診検査●重金属検査●水質検査

1都11県の御得意先を毎日定期的集配致します。御一報を御待ち致します。